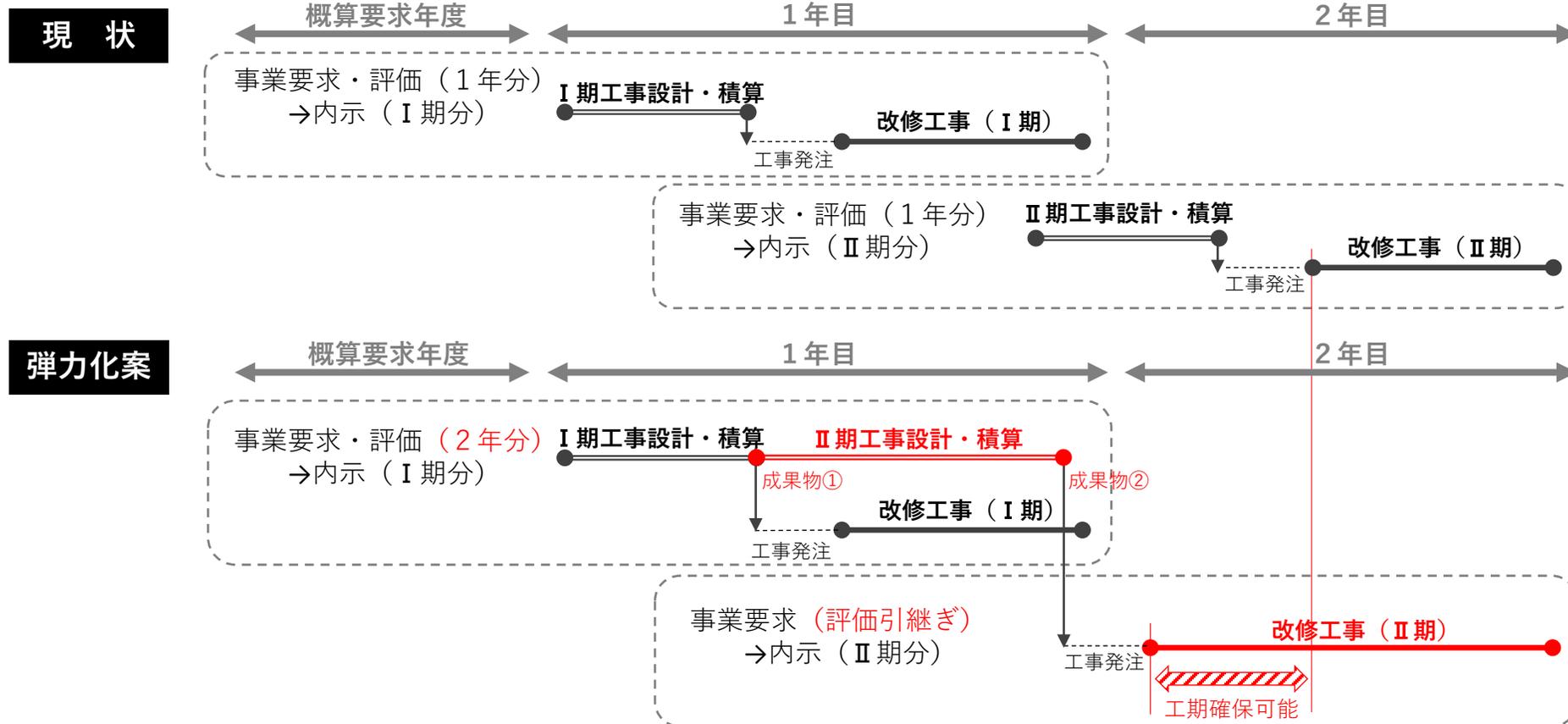


## 2か年継続事業に関する弾力的取扱いについて (案)

1つの建物を2年にわたって改修する事業について、概算要求時の事業評価を2か年分まとめて実施するとともに、2年目の工事範囲に係る設計委託費を1年目に措置する。

<イメージ>



- ・最初の概算要求年度に2か年分の事業要求・評価を実施
- ・1年目にII期工事範囲も含めて設計・積算を実施 (設計・積算の成果物は工事発注に合わせて2段階で作成)
- ・2年目は大学の最優先事業として事業要求し、事業内容に大きな変更がなければ前年度の評価を引き継ぐ
- ・2年目の附帯事務費は施工旅費及び工事事務費のみ措置、事業費 (工事費) には物価変動率を反映